

## 宮古市公告

令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

宮古市長 山本正徳



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務

#### (2) 業務内容

別紙「令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和3年1月29日(金)までとする。

#### (4) 委託金額

本業務に関する費用は、5,192,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

### 2 参加要件

本プロポーザルに応募できるものは、業務仕様書の内容を履行する能力を有する法人、その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体(以下「団体等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

グループ申請の場合は、次に掲げる(1)から(4)までの要件を構成団体の全てが満たすものとする。なお、(5)及び(6)の要件については、構成団体のうち1者以上が満たすものとし、その二つの要件を満たす団体が必ずしも同一である必要はない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。同法施行令同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 過去5年以内に自治体の移住定住パンフレットの作成実績があること。
- (6) 過去に高校生又は大学生に対し、パンフレットの制作体験を提供した実績があること。

### 3 手続等

#### (1) 担当課室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市企画部企画課 地域創生推進室

電話:0193-65-7056(直通)

電子メール:[kikaku@city.miyako.iwate.jp](mailto:kikaku@city.miyako.iwate.jp)

#### (2) 実施要領の交付

ア 交付期間:令和2年4月14日(火)から令和2年4月23日(木)まで

イ 交付方法:実施要領は、宮古市企画部企画課地域創生推進室ホームページからの入手を原則とする。

#### (3) 参加申込書類の提出

ア 提出期限:令和2年4月23日(木) 午後5時まで

イ 提出場所:上記3(1)に同じ

ウ 提出方法:郵送(簡易書留及びレターパック等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限に必着とする。)

#### (4) 企画提案書類の提出

ア 提出期限:令和2年4月30日(木) 午後5時まで

イ 提出場所:上記3(1)に同じ

ウ 提出方法:上記3(3)ウに同じ

### 4 企画提案書の審査等

企画提案は、令和2年度宮古市移住定住パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において審査を行う。

### 5 契約の締結

契約締結の方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴して契約書を作成するものとする。

なお、契約内容となる仕様書については、受託候補者が提出した提案内容に基づき受託者との間で協議を行い、業務仕様について両者協議が整った後、再度見積書を提出のうえ契約を締結する。

### 6 その他

#### (1) 費用負担

企画提案書等の作成、応募、ヒアリングなど、本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。

#### (2) 説明会

このプロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(3) 提案書類の取り扱い

ア 提出された書類は、原則として返却しない。

イ 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することが出来るものとする。